



公益法人改革と 日本貿易会の取り組み



一般社団法人日本貿易会
専務理事

あまの まさよし
天野 正義

私が当会の専務理事に着任したのは2007年1月でした。当会はすでに2005年11月の運営委員会から公益法人改革への対応についての検討を始めており、2006年4月の第298回常任理事会において、「公益社団法人」の認定申請を行う方向で準備を進める旨の確認をしておりました。

当会の制度改革の検討は、運営委員会が中心となって進められますが、制度改革の詳細が明らかにされつつある段階にありましたので、公益法人改革に伴う貿易会の進むべき方向と具体的な対策の検討を行うための準備機関として、事務局内に「貿易会改革検討会」を2007年11月に立ち上げました。メンバーは三幣常務理事（当時）、佐藤理事（当時）の他に総務グループ担当者の計6名。2009年11月まで計6回の会合を重ね、新法（公益法人制度改革関連三法※）の下での理事会の構成や、公益法人改革とABICとの関連、本会の目的と事業などについて検討を行いました。

※①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（いわゆる「一般社団・財団法人法」）、②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（いわゆる「公益認定法」）、③一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（いわゆる「整備法」）

1. 「日本貿易会」という名称と目的

当会は1947年に経済団体として設立され、1986年に貿易業界団体に改組しましたが、経済団体としての性格が残り、二面性を有したまま現在に至ることとなりました。

ご存知のように、商社の活動は非常に多岐にわたっており、海外における資源の開発や調達などもあれば、消費者の消費活動に直結する部分もあります。上記検討会の討議では、思い切っ、「商社」と付く団体名に変更してはどうかとの議論もありましたが、2010年6月の運営委員会で討議いただいた結果、「貿易」はモノやサービスの輸出入を包括的に示す言葉であること、「商社」のよって立つ原点は「貿易」であることを踏まえて、「日本貿易会」の名称を継続する案になりました。新法人の活動目的については、2011年2月の運営委員会で「貿易が経営資源の移動をともなった経済活動である」旨の認識を追記する案となりました。

2. 貿易会の事業活動と新法人への移行

当会の要望が実現した場合、わが国企業や国民に幅広く利益をもたらすことを考えれば、

当会は「公益社団法人」に移行すべきではないかとありますが、「公益社団法人」は「不特定多数」を対象に事業を実施することに重きを置く必要があり、業界団体である協会としては共益事業とのバランスが課題となります。しかし、「一般社団法人」であっても、非営利性が徹底された法人（※）は税制の優遇を受ける「非営利型法人」が「平成20年度（2008年度）税制改正」によって設けられたことにより、一定の税制上の恩典を受けつつも自由に事業を行える余地が生まれましたので、上記検討会でよく検討を行った上で、運営委員会でご討議いただくことになりました。ちなみに、「非営利型法人」以外の法人は全所得課税になります。

※①剰余金を分配しないこと、②解散時の残余財産は公益的な団体に贈与すること、③特定の個人・団体に利益供与がないこと、④理事とその理事の親族等が理事総数の3分の1以下であること、の4点が条件。

「公益社団法人」は寄付の免税措置を受けられますが、「公益目的事業比率」50%維持や、公益認定が取り消された場合の措置、毎年度の所管官庁（活動範囲が全国であれば内閣府、東京都であれば都庁）への報告義務など厳しい制約がありますし、法人の意思で「公益社団法人」から「一般社団法人」へ変更の申請を行うことはできません。

一方、「一般社団法人」は、それまで旧・社団法人時代に蓄えた公益目的財産残額を「公益目的支出計画」に基づいて支出しなければなりません。定款自治で事業を行えますし、希望すれば、「公益」認定申請を経て「公益社団法人」に変更することも可能です。

重要なことは、当会が、より「自由な立場」で、より高い見地から建議・要望等を提出できることです。当会が「公益社団法人」に移行することは可能であると思われましたが、公益事業比率の維持は毎年の事業を大きく制約することになります。そこで、2008年10月の運営委員会「一般社団法人」への移行も含めた検討を行う方向で軌道修正することをご討議いただいて、2008年11月開催の第314回常任理事会において、その方針をご了承いただくことになりました。この議論の途中経過につきましては、2009年5月の第142回理事会・第85回通常総会において、理事各位、正会員各位にご報告申し上げます。

3. 新定款の作成と一般社団法人への移行

新定款の実質的な検討は、2009年1月の運営委員会からスタートしました。その中で、大きな焦点となったのが、当会が設立した「国際社会貢献センター（ABIC）」と協会との関係でしたが、この点については、2009年10月に税務署の税務相談において、ABICは税務面で「特定の利益」を供与する関係者には当たらないことが確認できました。この結果に基づいて、2009年11月の上記検討会で「非営利型」一般社団法人への移行も視野に入れた具体案を作成し、移行のスケジュールも含めて2009年12月の運営委員会に提示しました。

2010年1月の運営委員会では、具体的な討議スケジュールをご討議・決定いただき、当会が「新・貿易立国」として提唱している「ヒト、モノ、カネ、情報の相互交流」の考え方の新定

款への盛り込み方、理事会と総会のガバナンスの在り方など、さまざまな点についてご検討いただきました。

新定款案の個別条文は、2010年7月の運営委員会から具体的な検討が始まりました。この間、事務局では、当会の会計監査を行う公認会計士から助言を受けるとともに、内閣府公益認定等委員会に計3回相談（2010年9月、2011年1月、3月）を行いました。この相談で、理事会の決議の省略、会長（代表理事）と副会長（理事）の職務など、重要な事項についての確認が得られました。その結果を踏まえて、2011年1月の運営委員会では代表理事を社員総会で選出する案をまとめ、同年2月の運営委員会では、代表理事は「会長」と「専務理事」とし、業務執行理事は「常務理事」とする案をまとめていただき、その後の委員会で第148回理事会議案（3月）、新法人移行後の運営方針（4月）、第149回理事会・第87回通常総会議案（5月）をまとめていただきました。

また、新法人の「理事会」については、本人出席義務が課せられることから、数度のご討議を経て、現任理事・監事ご本人のご意向も確認し、同年5月の運営委員会で新法人の理事候補を36名（当時の理事数は44名）とする案をまとめていただきました。この間、事務局では、「非営利型」一般社団法人の要件について同年4月に税務署への税務相談を行い、当会が適合であることの確認を得ました。

具体的な移行手続きは、まず、2011年2月の第327回常任理事会で移行に関する基本的考え方をご了承いただいた後、同年3月の第148回理事会において基本方針を通常総会（同年5月）で決議することを諮る旨を承認いただき、同年5月の第149回理事会、第87回総会で新法人の定款案、体制を決議いただきました。その後、同年9月20日に公益認定等委員会に「一般社団法人」への移行認可申請書を提出し、2012年3月21日に総理大臣から当会会長への移行認可書の交付が行われ、同年4月1日の「一般社団法人日本貿易会」の発足となりました。この間、2011年12月には臨時総会を開催し、新理事候補者（副会長）の交代など新定款案の微調整を行いました。

新法人の事業においては、「新・貿易立国」の実現を目指す観点から、活動の範囲が大きく広がったことが特徴として挙げられます。また、新法人のガバナンス上で特筆すべきは、第1に、理事、監事に加えて、代表理事と、会長・副会長等定款上の役職についても総会で選任することにした点です。つまり、正会員全員参加型の運営を目指しているところにあります。第2に、正会員を代表する理事、監事の方々には企業・団体のトップの方々には引き続きご就任願ひ、当会の活動を重要視いただいている点です。

この間、会員の皆さまにご理解、ご協力を賜りましたこと、特に運営委員会では座長をはじめ委員の皆さまに熱心にご討議賜りましたことに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

事務局といたしましても、引き続き一丸となって、事業を推進してまいり所存であります。皆さまのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

（記録の意味もあって本稿の記述が詳細になりましたこと、ご容赦願ひます。）